
論 説

ポーランドにおける裁判官論の動向

小 森 田 秋 夫

はじめに—裁判官論の焦点

2007年にサンクトペテルブルグの欧州大学に設置された法適用問題研究所〔Институт Проблем Правоприменения, The Institute for the Rule of Law〕が、裁判官へのアンケート、訴訟参加者・専門家・裁判官へのインタビュー、統計、判決などにもとづいてまとめた「ロシアにおいていかに裁判官の独立を保障するか」と題する報告書によれば、裁判官の独立を制約する基本的要因は、次の4つであるという。第1は、法令において定められた権限を大幅に超えた裁判所長の影響、第2は、人材の不適切な選抜をもたらし、裁判官共同体を害して執行権のさまざまな機関が広範な影響を及ぼす可能性を内包している、不透明で多段階的な裁判官任命システム、第3は、地区裁判所の裁判官が無罪判決を下す可能性を制約し、訴訟における当事者平等の原則を侵害する、検察（訴追側）の影響と上級裁判所の立場、第4に、内容ある事件審理の可能性を制限し、裁判に対する形式的（「コンペアー的」）アプローチの広がりを促進している、通常裁判所の第一審裁判官の負担過重、がそれである¹⁾。

ポーランドにおいては、10年7月に、ワルシャワ大学法 = 行政学部人権

1) Как обеспечить независимость судей в России, Институт Проблем Правоприменения, Санкт-Петербург, 2012, с. 3. これらは、筆者がかつて論じた問題点と重なるところがある（小森田「ロシアにおける裁判の独立—裁判官自治と裁判官の身分保障の視角から」『社会体制と法』第8号、2007年）。

講座、裁判官協会「テミス」などの主催により、「裁判官の地位—体制転換後 20 年」と題する会議が開催された。この会議では、司法はどこへ向かっているか、裁判官の評価システム、昇進、裁判官職の尊厳、裁判官職へのアクセス、職業的改善という 6 つのパネルが設けられ、裁判官をはじめとする実務法曹、議員、研究者、非政府組織活動家、学生ら約 200 名が裁判官をめぐるさまざまな問題について議論した²⁾。この会議では必ずしも正面から主題化されていなかった裁判官の独立の問題は、12 年 2 月、裁判官の独立を擁護する使命をもった憲法上の機関である全国裁判評議会が開催した「裁判所の独立と裁判官の独立は適法性と人権の保障である」と題する会議において取り上げられた。ここで主として問題とされたのは、個々の裁判官や裁判に対する直接的影響³⁾というよりも、司法行政における役割を拡大しようとしている司法省の動向であった⁴⁾。筆者の見るところ、ロシアにおいて問題点として挙げられている 4 つの要因は、第 3 の点を除けばポーランドにおいても論じられている。第 1 の所長の権限の問題は、司法の本質である裁判そのものと司法行政との関係にかかわる微妙なテーマである。第 2 の裁判官人事のあり方の問題は、近年のポーランドにおける裁判官論の中心的な論点であり、裁判官の独立をいかに確保するかという視点とともに、裁判官になるためにどのような経路を経ることを求めるかという人事モデル（「テミス」等の会議において「裁判官職へのアクセス」

2) A. Bodnar (red.), Status sędziego -20 lat po transformacji ustrojowej (materiały konferencyjne), *Monitor Prawniczy. Dodatek specjalny*, nr 11, 2011 (<http://czasopisma.beck.pl/monitor-prawniczy/artukul/status-sedziegobr-20-lat-po-transformacji-ustrojowejbr-materialy-konferencyjne/>).

3) そのような事例がまったくないというわけではない。最近では、ある裁判官が、05～07 年の「法と公正 [PiS]」政権時代（いわゆる「第四共和国」時代）に見物的に逮捕された心臓外科医に対して取賄罪で執行猶予付き有罪判決を下したさい、中央腐敗対策局 [CBA] による夜間の取調べなどを指して「スターリン主義の時代を連想させる」と述べたことを理由に、PiS などの政治家によってこの裁判官を懲戒せよ、という声が挙げられるという事件が 13 年 1 月に起こっている (*Polityczna zemsta na sędzim Igorze Tulei*, *Gazeta Wyborcza*, 19. 01. 2013)。

4) Relacja z konferencji “Niezależność sądów i niezawisłość sędziów gwarancją praworządności i praw człowieka”, *Krajowa Rada Sądownictwa*, nr 2, 2012.

として論じられたこと)が議論の主要な対象となっている。第4の、裁判に対する形式的アプローチの問題も論じられている。が、ポーランドにおける論じられ方は必ずしもロシアでのそれとは同じではない。

このように、両国における裁判官論の論点はかなりの程度重なっているとはいえ、そこにおける裁判官の独立という課題⁵⁾の占める位置や文脈は同じではない。このような違いの生じる理由の分析も重要であるが、本稿ではそれを主要な課題とはしない。本稿の課題は、近年におけるポーランドの裁判官論の中心的課題である裁判官人事のあり方(キャリア・モデル)に焦点を当てる形で、この国における裁判官の独立問題の文脈を探ることにある。ロシアとの比較については、問題の所在の理解に資するために、両国の制度的前提の異同について略述するにとどめたい。

1. 裁判官の独立をめぐる制度的前提

1. 権力分立と裁判権

(1) 半大統領制

ポーランドの統治システムは、典型的にはロシアと同様に、直接選挙で選ばれる大統領と議会とが並立する半大統領制に属する。

ロシアでは、連邦大統領が三権のいずれにも属さず、しかも三権のいずれに対しても強い権限をもっている。全裁判官によって構成される「裁判官共同体」(後述)の最高機関である全ロシア裁判官大会(4年ごとに開催)においては決まって大統領の演説が行なわれるが、それは単なる挨拶ではなく、国の司法政策を方向づける指針として受け取られている。実際、司法関係の法案は一実質的には連邦最高裁などが準備することがあるとしても一通常、大統領提案の形で議会に提出される。連邦議会は、現状

5) 旧ソ連・東欧諸国における裁判官の独立については、10年6月にキエフにおいてOSCEによる会議が開かれ、勧告がまとめられている(Organization for Security and Co-operation in Europe, Office for Democratic Institutions and Human Rights, *Judicial Independence in Eastern Europe, South Caucasus and Central Asia. Challenges, Reforms and Way Forward*, Expert meeting in Kyiv, 23-25 June 2010, Meeting Report)。

では大統領に忠実な与党によって支配され続けているため、大統領を抑制する力はない。一方、三権のいずれにも属していないにもかかわらず、連邦大統領は事実上、連邦と連邦構成主体とを貫く「執行権の垂直的構造」の頂点に位置するものとして認識され、現にそのように機能している。

これに対して、ポーランドの大統領は、閣僚会議とともに執行権を構成する。しかし、その権限は限定されている。大統領は首相およびそれが率いる閣僚会議（政府）の任命権をもっているが、それらは議会の信任に依存しているため、議会に多数派が形成されるかぎり、統治システムは議院内閣制的に機能する。仮に与党が議会における多数を失っても、建設的不信任投票制度のおかげで、政府の存立がただちに脅かされることはない。司法政策の立案・実施の中心的な主体は、このような政府の一部である司法省である。競争的な政党システムのもとで頻繁に⁶⁾行なわれる政府の交替にもなって、司法大臣も交替することになる。

両国とも、裁判官は最終的には大統領によって任命されるという点で共通する。しかし、それに至る過程は異なり、裁判官人事において誰が決定的な影響力を持っているかという点でも異なっている。

(2) 裁判所体系と裁判権

ロシアの裁判所体系は、連邦最高裁判所を頂点とする通常裁判所、最高仲裁裁判所を頂点とする仲裁裁判所、連邦憲法裁判所という3つの系列からなり、これらが司法権〔судебная власть, judicial power〕を構成してきた。仲裁裁判所は、通常裁判所と同様に民事事件、行政事件、行政的違法行為事件⁷⁾を扱うが（通常裁判所は、ほかに刑事事件）、「経済事件」というメルクマールによって通常裁判所と区別され、ソ連時代との連続性の高い通常裁判所と比べて、新たな訴訟手続への変化を積極的に先導してきた⁸⁾。ところが、13年に通常裁判所と仲裁裁判所との統合という構想が急浮上

6) 2011年の議会選挙の結果、89年以降初めて、同じ組合せの連立政府が続くことになった。それ以外の6回の選挙では、すべて政権交替が生じている。

7) 行政罰を科す事件。

し、14年には早くも新最高裁判所のもとに仲裁裁判所系列を吸収する形で両者の統合が実現された。このことが何を意味するか、今後の重要な検討課題である。

ポーランドにおいては、裁判権 [władza sądownicza, judicial power] を構成するのは裁判所 [sądy, courts] と法廷 [trybunały, tribunals] である、とされている。裁判所は、最高裁判所－控訴裁判所－管区裁判所－地区裁判所という4つの層からなる通常裁判所⁹⁾と、当初は最高裁によって統合される形で出発し、やがて97年憲法にもとづいて最高裁から自立した、最高行政裁判所を頂点とする二審制の行政裁判所とからなる。法廷とは、違憲審査権を行使する憲法法廷¹⁰⁾と国家の高官に対する弾劾裁判を行なう国事法廷とを指す。2つの法廷の裁判官は政治部門(国会)によって直接に選任されるという点で、裁判所の裁判官とはその地位が大きく異なっている。

(3) 全国裁判評議会

ロシアには、92年に生まれた「裁判官共同体 [судейское сообщество]」という概念が存在する。これは、末端の治安判事から連邦憲法裁判官に至るすべての裁判官によって構成される、どちらかと言えば観念上のものであり、実体的には、連邦レベルの全ロシア裁判官大会・連邦裁判官評議会・最高裁判官資格審査会、連邦構成主体レベルの裁判官協議会・裁判官評議会・裁判官資格審査会という機関によって体现されている。このう

8) 小森田「変貌するロシアの司法制度(2) —裁判所体系」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』第949号、2011年、同「変貌するロシアの司法制度(3) —審級制度」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』第960号、2012年を参照。

9) 法律上、最高裁は通常裁判所の概念の外に置かれ、通常裁判所は控訴裁判所以下の裁判所を指すが(通常裁判所構成法とは別に最高裁判所法が制定されている)、本稿においては、便宜上、最高裁をも通常裁判所系列の一部として記述する。

10) 規範統制を任務とする憲法法廷は、具体的な法律上の争訟の解決を意味する「司法 [wymiar sprawiedliwości]」は行なわない、とされている(日本における狭義の「司法」と共通する概念である)。władza sądowniczaを「司法権」と訳すと、「司法権に属する憲法法廷は、司法は行なわない」という語義上の不都合が生じるため、筆者はこれを「裁判権」と訳している。

ち、裁判官の人事（選任と懲戒）についてもっとも重要な役割をはたしているのが、2層からなる裁判官資格審査会である。裁判官のみによって選出・構成される裁判官大会・協議会および裁判官評議会とは異なって、大統領代表や「社会」代表という外部委員をも含んでいるとはいえ、数的には裁判官が優位する構成となっている。

これに対して、ポーランドにおいては、89年の「円卓会議」合意を受けた同年4月の憲法改正によって導入された全国裁判評議会〔Krajowa Rada Sądownictwa, KRS〕が、憲法上の機関として置かれている。97年憲法によれば、KRSは「裁判所の独立および裁判官の独立を擁護する」機関であり（186条1項）、①最高裁長官、最高行政裁長官、②最高裁・通常裁・行政裁・軍事裁の裁判官の中から選出される15名の裁判官¹¹⁾、③司法大臣、および大統領によって任命された者、④4名の国会（下院）議員および2名の元老院（上院）議員によって構成され、任期は4年である。執行権（③）と立法権（④）の代表者を含んでいるとはいえ、25名中17名を、法廷を除く裁判権の代表（①②）が占める裁判権優位の機関となっている（187条2項）。

KRSの権限は多岐にわたるが、大別すると、①個々の裁判官にかかわる人事上の権限、②司法行政にかかわる人事上の権限、③裁判権と裁判官の独立を擁護するためのその他の権限、に分けることができる。①に属するもっとも中核的な権限が、最高裁・最高行政裁・通常裁・軍事裁裁判官の候補者を審議・評価し、任命権者である大統領に提案するという権限である（詳しくは後述）。ただし、ロシアの裁判官資格審査会とは異なり、KRSは裁判官の懲戒には直接には関与しない。裁判官の懲戒は、通常裁判所体系の内部に置かれる規律裁判所¹²⁾がこれを行なう。

11) 最高裁判所裁判官総会が2名、最高行政裁判所裁判官総会が2名、控訴裁判所裁判官集会代表者会議が2名、管区裁判官総会代表者会議が8名、軍事裁判所裁判官集会が1名を、それぞれの裁判官の中から選出する。

12) 第一審は控訴裁判所、第二審は最高裁判所で、いずれも裁判官3名で構成される。

以上のように、KRSは、ロシアの「裁判官共同体」システムと比べて、法廷の裁判官が埒外に置かれているという意味で包括性の程度はやや低く、懲戒には直接には関与しないなど権限も限定されている面がある。他方、裁判官資格審査会をはじめ被選出機関を中心に動いている（その意味で司法官僚制化する傾向をもつ）ロシアとは異なり、ポーランドでは、後述するように各級裁判所の裁判官総会が裁判官自治の機関として人事を含め重要な役割をはたしており、KRSを下から支えている。

(4) 最高裁判所と司法省

ロシアでもポーランドでも、体制転換以前は、共産党（統一労働者党）の指導性という前提のもとで、裁判官人事を含む司法行政において中心的な役割をはたしていたのは司法省であった。しかし、ロシアでは、上記のような「裁判官共同体」システムが形成されるとともに、連邦最高裁判所のもとに裁判所局¹³⁾が附置され、裁判所にかかわる司法省のかつての権限はこれに移行した¹⁴⁾。

ところが、ポーランドでは、裁判の分野においては最高裁が通常裁判所に対する監督権を行使するものの、司法行政の分野においては、司法大臣の監督権が維持されている。司法大臣は、基本的には政党政治の論理の中で任命される政治家であり¹⁵⁾、しかももっと頻繁に交替する大臣に属する。このことは、大臣の交替とともに司法省の政策があれこれの程度でしばしば変わる、という問題を生じさせている¹⁶⁾。司法行政に關与する関係上、司法省には裁判所・司法組織 = 分析局が置かれている。同局をはじめ司法省の各部局には、少なからぬ現職の裁判官が、派遣〔delegowanie〕の形で配置されている¹⁷⁾。

13) 「司法行政局」と意識する余地もある。

14) 裁判官人事は主として裁判官資格審査会の役割であるが、最高裁判所局も一定程度関与する。

15) ただし、11～13年に司法大臣を務めたJ・ゴヴィン除いて、すべて法学部出身である。01～02年には、ワルシャワ管区裁判所の刑事裁判官B・ピヴニクが短期間ながら司法大臣を務め、その後もとの裁判所に復帰した（小森田「ポーランドの法曹制度」広渡清吾編『法曹の法社会学』2003年、290～291頁を参照）。

司法省は、資源の合理的利用などの目的を掲げて権限を拡大しようとしており、これが裁判官集団の反発を招いている。KRS は逆に、通常裁判所に対する司法大臣の監督権の排除をめざし、最高裁¹⁸⁾か KRS に監督権を移すことを主張している。憲法法院に対する違憲の申立てをも行なったが、憲法法院は 09 年 1 月の判決によって、司法大臣が通常裁判所に対して監督権をもつこと自体は憲法違反ではない、という判断を示している¹⁹⁾。が、議論は収束していない。

2. 裁判官自治

(1) 裁判所の機関と裁判官自治

各級裁判所のレベルに目を移すと、ポーランドでは、通常裁判所構成法にもとづき、所長、運営会議 [kolegium]²⁰⁾という裁判所の機関と、裁判官総会という裁判官自治の機関とが置かれている。

行論の便宜上、裁判官自治の機関から見てゆこう。裁判官自治の機関の

16) 89 年に国家権力の最高機関に直属する検察機関というソビエト型の検察モデルから離脱し、司法大臣が検事総長を兼ねるという戦間期のシステムに復帰した。しかし、このシステムのもとで顕著となった検察の政治化（政治利用）を克服するために、10 年に司法大臣と検事総長とを人的に分離する改革が行なわれた。この改革の成否はなお不明であり、検察機構の位置づけは未解決の問題のひとつとなっている。

17) 13 年に、司法省には 125 名もの裁判官が派遣されていた。裁判所・司法組織 = 分析局に 36 名、国際協力 = 人権局に 20 名、法律職 = 法的援助へのアクセス局に 19 名、立法局に 30 名などとなっている。司法省内の裁判官が裁判官を監督するので裁判官の独立に資すると理解されているが、これらの裁判官は大臣に服属する官吏として働くのであり、この論拠には疑問がある (Bogaty jak sędzia w Ministerstwie Sprawiedliwości, *Gazeta Wyborcza*, 12. 11. 2013)。

18) 行政裁判所系列では最高行政裁判所が司法行政を行なっているので、このモデルを通常裁判所でも採用すべきだ、というわけである。

19) K 45/07.

20) 筆者はこれまで、kolegium を「参加会」と訳してきた。しかし、日本語の「参加」は、意見を述べるために招聘された外部の有識者という意味で用いられる場合が多く、裁判所の内部の常設機関である kolegium の実態には合わない。そこで、適切な訳語は見出しがたいが、その性格を斟酌し、「運営会議」と改めることにしたい。

構造はいろいろと変化を遂げてきたが²¹⁾、11年の法改正²¹⁾以降は次のようになっている。

まず、全国に11ある控訴裁判所に対応して、それぞれ「控訴裁判官総会」が置かれている。控訴裁判官総会は、当該控訴裁の全裁判官、それと同数の控訴裁管内の管区裁裁判官の代表、地区裁裁判官の同数の代表によって構成される（後2者は任期3年²²⁾）。全国に45²³⁾ある管区ごとの「管区裁判官総会」は、当該管区裁の全裁判官とそれと同数の管区裁管内の地区裁裁判官の代表によって構成される²⁴⁾。これら2つの裁判官総会は、所長が招集するほか、構成員の5分の1または司法大臣の請求によって開催され、所長が議長を務める²⁵⁾。このほか、地区裁を含む各裁判所の「裁判官集会」が、裁判官自治の機関として位置づけられている。例えば控訴裁レベルでは、管区裁・地区裁裁判官の代表を含む控訴裁判官総会と当該控訴裁の裁判官集会の2つが存在するわけである。

次に、運営会議は、控訴裁判所と管区裁判所とに置かれている。控訴裁運営会議は当該裁判所の裁判官集会によって選出される構成員5名と所長の合計6名、管区裁運営会議は管区裁判官総会によって選出される構成員8名（管区裁裁判官と地区裁裁判官4名ずつ）と所長の合計9名によって構成され、それぞれ所長が議長を務める。任期は3年である。このように、運営会議は裁判官によって選出された構成員が数的に優位する構成となっているが、裁判官自治機関ではなく、裁判所の機関として位置づけら

21) Dz. U. Nr 203, poz. 1192.

22) 控訴裁判官総会の総数が126名を超える場合は、それに代わって、控訴裁・管区裁・地区裁の各40名ずつの代表者によって構成される控訴裁判官代表者会議が設けられる。

23) 県の数は16であるから、控訴裁の11も管区裁の45も行政区画とは一致しない（45という数は、99年に実施された地方制度改革により県が16になる前の県の数である48に近い）。

24) 管区裁判官総会の総数が126名を超える場合は、それに代わって、管区裁・地区裁の各60名ずつの代表者によって構成される管区裁判官代表者会議が設けられる。

25) 後述するように、所長は司法大臣に服属する裁判所の機関なのであるから、その所長が裁判官自治の機関の議長を務めるという構造には、疑義が生じうる。

れている。

裁判官総会は少なくとも年に1回、運営会議は少なくとも四半期に1回、さらに裁判官人事手続への関与（後述）をはじめ多岐にわたる権限を行使する必要に応じて、適宜開催されることになる。

(2) 所長の地位

裁判所長の第1の権限は裁判所の「行政的活動」を指導することであり、この領域においては上級裁判所の所長および司法大臣に服属するという位置にある。このようなことから、所長の人事手続については、89年以降、司法大臣と裁判官自治とのあいだで綱引きが行なわれてきた。

85年の旧裁判所構成法では、当時の県裁判所と地区裁判所の所長は、県裁運営会議の意見を聴取したのちに、司法大臣が任免することになっていた。これに対して89年12月の改正により、県裁所長には4年の任期がつけられ（連続3選禁止）、裁判所総会の構成員または司法大臣が推薦する者の中から裁判官総会が選出した少なくとも2名の候補者のうちの1名を司法大臣が任命し、裁判所総会の同意を得て、またはその提案にもとづいて解任することになった。地区裁所長についても、おおむね同様な手続が採用された。こうして、旧制度のもとで決定的な役割をはたしていた司法大臣の地位は大きく後退し、裁判官自治の役割が著しく強化された。これに対し、その結果として裁判所の活動の円滑性が低下したとして、司法大臣の権限を回復する巻き返しが行なわれた。93年5月の通常裁判所構成法の改正により、所長人事については、裁判官総会の意見を聴取したのちに司法大臣が任命する、ただし裁判官総会は3分の2で拒否権を行使することができる、とされた。しかし、早くも94年6月には、3分の2という要件を外すという再改正が行なわれるなど、制度は揺れ続けた²⁶⁾。

01年に新通常裁判所構成法が制定されたさい、政府原案は、所長人事について次のような仕組みを予定していた。すなわち、管区裁・控訴裁の所長の任期を、長期的行動計画を実施することを可能にするとともに、上司

26) 小森田「ポーランドの法曹制度」286～287頁を参照。

として裁判官から独立しているという意識を強めるために7年（地区裁所長は3年半）に延長したうえで（連続再任は不可）、裁判官総会によって選ばれた2名の候補者のなかから司法大臣が任命するという90年段階のシステムに戻す。ただし、候補者を選出するために裁判官総会に与えられる期間は1ヵ月とされ、この期間内に選出されない場合は、上級裁判所の運営会議と所長の意見を聴取したうえで、大臣自らの判断にもとづいて任命する。同時に、3度にわたる注意にもかかわらず課された職務をしかるべく遂行しないときは、運営会議および上級裁判所長の意見を聴取したうえで、所長を解任することができる²⁷⁾。これに対して裁判官団体「ユスティチア」は、所長が裁判官集団の「人質」となっていると言うのなら、裁判官自治の影響を排除して任命される所長は大臣の指令の忠実な執行者になるだろうとでも言うのかと反問しつつ、司法大臣の提案する候補者に裁判官総会が拒否権を持つという制度のほうが好ましく、司法省が恐れるような濫用の恐れもない、と批判した。結局、新通常裁判所構成法では、司法大臣が裁判官の中から所長候補者を裁判官総会に提示する、裁判官総会が2ヵ月以内に意見を示さないとき、大臣は総会の意見なしに所長を任命することができる、総会が否定的な意見を示したときは、KRSの肯定的な意見を待たうえて任命することができる、KRSの否定的意見は大臣を拘束する、という仕組みが採用された。最終的にはKRSの判断を優先させることを想定しつつ、裁判官自治に対する司法大臣の地位を強化したのである。控訴裁所長の候補者は当該裁判所の裁判官の中から選ばれるが、管区裁所長の場合はやや異なる。候補者は管区裁または控訴裁の裁判官の中から選ばれ、意見を求められるのは、管区裁判官総会のほか、上級控訴裁の所長である。これに対して、地区裁所長については、11年の法改正により、地区裁または管区裁の裁判官の中から、当該地区裁の裁判官集会および上級管区裁の所長の意見を聴取したうえで、司法大臣ではなく控訴裁所長が任命することとなった。意見の扱いは、基本的に控訴裁・管区裁所長

27) Druk nr 1656.

の場合と同様である。

控訴裁と管区裁の所長の任期は 6 年で、任期終了後 6 年を経過しなければ同じ裁判所で所長または副所長を務めることはできない。地区裁所長の任期は 4 年で連続 2 期務めることが可能であるが、さらに所長・副所長を務めるためには、4 年の間を空けなければならない。所長の解任は、職務上の義務の著しい不履行、またはその他の理由で職務を続けることが司法の利益と両立させることができないとき、KRS の意見を聴取したうえで任命権者、すなわち司法大臣または控訴裁所長が行なう。KRS の否定的な意見は、任命権者を拘束する²⁸⁾。

以上のように、所長の人事手続が揺れ続けてきたということは、その役割の大きさを示唆している。所長の現実の役割の解明は、その法的権限の確認に帰着させることはできず、入念な検討を要する。ここではとりあえず、次の点を指摘するにとどめよう。第 1 に、言うまでもなく、所長が司法大臣に服属するという地位において実行する「行政的活動」の監督は、裁判官の独立の原則によって導かれる領域、すなわち裁判における判断の過程と直接に関連した行為に立ち入ることはできない。しかし、概念上は区別される両者を現実峻別することが必ずしもできるわけではない。たとえば、訴訟手続の円滑化の名において行なわれる所長の監督行為が後者に触れる可能性がないわけではない。訴訟遅延はポーランド司法の抱える大きな問題のひとつであり、司法省もその解決を重視しているという状況のもとで、ここに緊張の種が孕まれている²⁹⁾。第 2 に、行政的活動のいくつかは、所長単独で、あるいは副所長に委ねることによってではなく、運

28) 12 年夏に Amber Gold という会社による金融不正事件が発生したとき、ある人物が首相官房職員を名のってグダンスク管区裁所長に偽電話し、その会話の内容を新聞がすっぱ抜く、という事件が起こった。会話の内容は、被疑者である同社社長の勾留について審査する日程や裁判廷の顔ぶれの問題であり、所長は首相との会談にいつでも応じるという態度を示していた。この会話は、裁判所長が執行権の政治的圧力に屈する姿勢を示したものと受け止められ、司法相は KRS の同意を得て彼を即座に解任した（小森田「ポーランドの金融市場と司法—Amber Gold 事件に見るその一断面」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』第 978 号、2014 年、26 頁を参照）。

営会議による決定をつうじて行なわれる。例えば、個々の裁判官の部への配置や事件の配点の原則は、所長の提案にもとづき運営会議が定める（ただし、刑事事件については、刑事訴訟法典が事件の配転は受理の順番に行なわれると定めているため、運営会議の権限も制約されている）。所長が議長を務めるものの、多数決で決定を採択する運営会議の運営の実際が、ここでは問われる。第3に、01年の通常裁判所構成法によって、もうひとつの裁判所の機関として事務長〔dyrektor〕が置かれており、その役割は強化される傾向にある。事務長は所長の提案にもとづいて司法大臣が任命する。事務長は財務・経営問題についての一種のマネージャーであり、この分野の専門家ではない所長の負担を軽減するものであるが、両者の権限の境界があいまいになる可能性もある³⁰⁾。

(3) 最高裁判所の組織構造

以上のような裁判所の内部構造の考え方は、最高裁判所においても基本的に貫かれているが、最高裁の特殊性もある。

最高裁は、民事、刑事、労働＝社会保険＝公的問題、軍事という4つの院〔izba〕によって構成されている³¹⁾。裁判官総数約80名を擁する大陸型の最高裁である。そのため、最高裁の機関は、長官、院長、運営会議、裁判官総会、院裁判官集会となる³²⁾。憲法によって、長官は裁判官総会によって提出された候補者（複数）の中から6年の任期で大統領が任命すると定められており（183条3項）、最高裁法によって裁判官総会は2名の候補者を提出するものとされている。院長は長官代理であり、長官の提案にも

29) 小森田「ポーランド憲法」中村民雄・山元一編『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』信山社、2012年、157頁を参照。

30) T. Ereciński, J. Gudowski, J. Iwulski, *Komentarz do Prawa o ustroju sądów powszechnych i Ustawy o Krajowej Radzie Sądownictwa*, Warszawa, 2002, s. 73.

31) 各院の長は、ふつうは長官を意味する Prezes と呼ばれ、最高裁全体の長は Pierwszy Prezes（第一長官）と呼ばれる。しかし、紛らわしい用語法なので、最高裁については、Prezes を院長、Pierwszy prezes を長官と訳す。

32) 裁判官総会、院裁判官集会は裁判官自治の機関であり、運営会議は、裁判所の機関とされている下級裁判所の場合とは異なり、裁判所の機関であると同時に裁判官自治の機関でもある、とされている。

とづいて大統領が任免する。運営会議は、長官、院長、院裁判官集会によって選出された裁判官によって構成される。

(4) 裁判官団体

ポーランドには、裁判官の全国的な任意団体がふたつある³³⁾。

ひとつは、90年に結成された「ユスティチア [Iustitia]」である(初代会長は当時最高裁裁判官のT・ロメル)。裁判官団体結成への刺激となったのは、ポーランドを訪問した当時の西ドイツの裁判官たちとの接触であった。ロメル会長時代の「ユスティチア」の活動の中心は裁判官の自主的な研修であり、とくに当時はほとんど普及していなかったコンピュータについての研修を独自のセンターを設けて推進していた³⁴⁾。また、98年9月に新刑事訴訟法典が施行されたことと関連した研修を、全国の裁判所において行なった。これらの研修については、アメリカの財団や国務省の支援を受けている。一方、01~02年には「裁判官行動原則集 [Zbiór Zasad Postępowania Sędziów]」を独自に作成した。翌03年にKRSが採択した「裁判官職業倫理集 [Zbiór Etyki Zawodowej Sędziów]」は、これを大幅に参照したものであった。

ところが、その後、「ユスティチア」の活動の方向に大きな変化が生まれる。

89年12月から94年末まで、裁判官の基本報酬は、物的生産部門の平均報酬額に乘数を掛ける形で定められていた。ところが、94年12月の法律は、基本報酬の算定の基礎を国家予算部門(公務員)における予測平均報酬額に変更した。KRSの意見を聴いたうえで大統領が定めたところによれば、この予測平均報酬額に、控訴裁裁判官4.0、管区裁裁判官3.2、地区裁裁判官2.7、裁判官試補2.0、裁判修習生(2年目)1.0、裁判修習生(1年

33) ほかに、家庭裁判所裁判官協会が存在する(小森田「ポーランド」床谷文雄・本山敦編『親権法の比較研究』日本評論社、2014年、283頁を参照)。

34) 「ユスティチア」設立のいきさつや、90年代の主な活動については、01年夏に行なったロメル会長らへの聴き取りを参照(「ポーランド・法文化の旅」、<http://ruseel.world.coocan.jp/culture1.htm>)。

目) 0.9 という乗数を掛けたものとなっていた (これに役職加算が加えられる)³⁵⁾。この変更は、裁判官の基本報酬の算定基準が、市場において決定されるという意味で客観的なもの (物的生産部門の平均報酬額) から、国家予算案を策定する政府、そして最終的には議会によって決定される政治的なもの (国家予算部門における予測平均報酬額) に変わったことを意味する。そのため、このようなシステムは、権力分立の観点から繰り返し合憲性が問われたが、憲法法院は違憲とは認めなかった³⁶⁾。その結果、危惧されたように、裁判官の報酬水準は相対的に低下していったのである。このことは、とくに下級裁判所の裁判官の不満を高め、「ユスティチア」の活動を彼らの利益を代表する方向に向けていった。08年の夏と秋には、出勤して執務は行なうが法廷における審理は行なわない「ノー審理デー [dni bez wokandy]」という形態の闘争が繰り返され、09年に行なわれる予定の欧州議会選挙のための選挙委員会³⁷⁾への参加のボイコットすら予告された。不満をもった若い裁判官たちを「ユスティチア」に引きつけたこの闘争は、裁判官たちが要求したように、一時的な報酬上げとともに、09年3月の通常裁判所構成法改正³⁸⁾によって、統計局の資料にもとづいて官報に公示される前年の第二・四半期の平均報酬を裁判官報酬の基礎とする、というように制度的変更がなされる成果をあげるに至った。しかし、このような「ユスティチア」の行動は、これまで良好な関係を保ってきたKRSやヘルシンキ人権財団の批判を招くだけでなく、「ユスティチア」内部の世代的性格を帯びた軋轢を生むという結果をもたらした。ロメル会長は08年6月に辞任し、10月にかつてKRSの構成員でその広報官を務めた経験をもつ最高行政裁判官のT・カミンスカ³⁹⁾が後任の会長に選ばれた。しかし、そのカミンスカも、当時司法省が推進し、法曹界が批判して

35) 小森田「ポーランドの法曹制度」274頁。

36) Ereciński i inni, *op. cit.*, s. 259-260.

37) 選挙管理委員会に相当し、裁判官によって構成される。

38) Dz. U. Nr 56, poz. 459.

39) 筆者は、KRSの広報官を務めていた01年7月30日に、カミンスカから聞き取りを行なっている (「ポーランド・法文化の旅」を参照)。

いた通常裁判所構成法の広範な改正構想に対する対応が不十分であるという突き上げを受け、09 年 11 月に辞任するに至った⁴⁰⁾。後任の会長に選ばれたのは、「ハト派」のカミンスカに対して「タカ派」と称された副会長の M・ストラチンスキ（シチェチン管区裁裁判官）であった。

翌 10 年、「ユスティチア」を脱会したカミンスカからは、新たな裁判官団体「テミス」を結成する。本稿の冒頭で触れた「裁判官の地位—体制転換後 20 年」と題する会議は、「テミス」の旗揚げをも意味する催しであった。「テミス」の綱領的宣言は、この間の経緯を次のように描いている。「2008～09 年に裁判官のあいだで明るみに出た（自らの社会的利益の防衛に集中した自己主張的態度を含む）態度のラディカリズムは、とりわけ、自らの行動において公共的奉仕という命令によって導かれる者が裁判所において明らかに不足している、ということによってもたらされた。社会においてあまねく広がった権威に対する嫌悪は、裁判官をも捉えた。…かなりのグループの裁判官が、自己の特権の防衛と自らの社会的状況の改善の獲得に従事することによって、自分たちの、そして自分たちの世界の要求に集中した。このことは、裁判官の報酬の実質的価値の著しい、目に見える低下によって、かなりの程度正当化できるものであった。しかしながら同時に、ポーランドの司法の状態についての討論の水準の引下げに影響を与えたのである⁴¹⁾」。

「ユスティチア」は、14 年 8 月の時点で、全裁判官の約 30% に当たる

40) 筆者は、09 年 9 月 1 日にも最高行政裁においてカミンスカから聴き取りを行なった。彼女は、地区裁の裁判官を務めている自分の娘の例を挙げながら、報酬の低さだけでなく、過重労働、経験不足、 prestij の低さが折り重なって若手の裁判官のあいだに蓄積されているフラストレーションについて語った。彼らは、処理数を犠牲にしてひとつひとつの事件を大切に扱うか、難しい事件をあと回しにしながら数をこなすか、というディレンマに直面しており、大多数の裁判官はこれらふたつの道を調和させようとしているが、本来は両立困難な課題であり、自由時間、家庭生活が犠牲になっている、という。この聴き取りの 2 ヶ月ほどのちに、彼女は「ユスティチア」の会長辞任を余儀なくされたのである。

41) Deklaracja programowa Stowarzyszenia Sędziów THEMIS (<http://www.iustitia.pl/>).

3294名の会員を擁している。「ユスティチア」によれば、「テミス」の誕生はその会員数に大きな影響を与えることはなかった、という⁴²⁾。

2. キャリア裁判官制度

1. 伝統と民主化

(1) キャリア裁判官制度の伝統

ポーランドにおいては、戦間期以来、裁判修習と裁判官試補〔asesor sądowy〕の経歴を経て裁判官に採用されてゆくというキャリア裁判官制度がとられてきた。第二次大戦後の「人民ポーランド」政権は、政権に対して政治的に忠実な人物を裁判所に迅速に確保するため、この基本的コースをバイパスする措置をあれこれと講じた⁴³⁾が、制度の骨格そのものを否定するには至らなかった。52年憲法は、ソ連の36年憲法に倣って裁判官の選挙制を定めたものの、キャリア裁判官制度に適合的ではないため選挙制は一度も適用されなかった。結局、76年に憲法の方が改正され、「法的フィクション」(違憲状態)を解消する措置がとられたのである⁴⁴⁾。

裁判官は、権力統合制のもとで国家権力の最高機関として位置づけられた国会の代行機関である国家評議会による任命制であった。すべての裁判官に5年の任期が付けられていたソ連とは異なり、下級裁判所の裁判官には任期が付されていなかったものの、職務の適切な遂行に対する「保証〔rekojmia〕」の欠如を根拠とする罷免という制度が、裁判官の独立を脅かしていた。最高裁の裁判官にだけは5年の任期が付され、政治的忠誠を担保する手段となっていた。そのような最高裁が、司法指針〔wytyczne wymiaru sprawiedliwości i praktyki sądowej〕⁴⁵⁾などの制度をつうじて下

42) <http://www.iustitia.pl/o-nas>。「テミス」の会員数は不明である。

43) G. Jakubowski, *Sądownictwo powszechne w Polsce w latach 1944-1950*, Warszawa, 2002.

44) W. Sokolewicz, *Konstytucja PRL po zmianach z 1976 r.*, Warszawa, 1978, s. 204-207.

45) ソ連における「最高裁総会の指導的説明」に相当するもので、89年以降は廃止された。

級審の判決の統一性を確保していたのである。80～81 年の『連帯』運動が裁判所をも捉えたとき、裁判官の独立の分野における主要な要求となったのは、「保証」条項の削除や最高裁裁判官の任期制の廃止であった⁴⁶⁾。

(2) キャリア裁判官制度の民主化

89 年以降の司法改革は、政権側と『連帯』側との「円卓会議」合意（同年 4 月）が起点となっている。問題別小部会のひとつである法と裁判所改革問題小部会における合意は、次のような項目を含んでいた。①裁判官の不罷免原則の憲法規範化、②最高裁裁判官の任期制と「保証」条項の廃止、③三権代表によって構成される全国裁判評議会の設置、④所長人事の共同決定をつうじた裁判官自治の拡大、所長の任期制、⑤裁判官は法律にのみに従うという原則に抵触しないような最高裁の司法指針制度の修正、⑥憲法法廷に（最高裁長官を経由することなく）直接に法的質問を行なう権限の裁判廷への付与、⑦裁判所の管轄の拡大（結社の自由事件、経済紛争、最高行政裁判所の管轄の概括主義化）、⑧人民参審員の地位の向上、直接選挙制の検討、⑨裁判官への事件配点の基準の客観化、⑩裁判官にふさわしい俸給の確立⁴⁷⁾。ここには、80～81 年の『連帯』運動期にすでに主張されていたもの（②）、その前後に導入された新制度がもっていた制約を除去しようとするもの（⑥、⑦）、80 年代末の市場志向の経済改革と関連して新たな論点となってきたもの（⑦経済紛争）など、さまざまな由来をもつものが含まれている。③の KRS 設置も 80 年代末の段階でフランスの司法官職高等評議会やイタリアの最高司法会議をモデルに構想されるようになったもので、「円卓会議」の時点では公式にはまだ承認されていない「権力分立」の観念を事実上前提とするものであった。

「円卓会議」においては、政権側と『連帯』側とが一致するに至らなかったことがらについても合意書に明記するという扱いがなされていた。法と裁判所改革問題小部会では、次の問題については親委員会に当たる政治改

46) A. Rzepliński, *Sądownictwo w PRL*, Warszawa, 1990.

47) *Porozumienia Okrągłego Stołu*, Warszawa, 6 luty – 5 kwietnia 1989 r., s. 60.

革問題部会における解決に委ねるとされた。第1は、裁判官の政党所属の問題である。当時、裁判官の中での政党員（統一労働者党だけでなく統一農民党・民主党の党员も含む）は基層の地区裁判所ではもっとも少なく、最高裁、とくに刑事院にはもっとも多いという状況であった。『連帯』側は裁判官を党規律から解放することを意図して、「裁判官は、職務遂行期間はその所属する政党の党员資格を停止しなければならない」という立場を主張したが、政権側は党员としてとどまるべきである、という見解であった⁴⁸⁾。第2は、国家機関体系における検察機関の位置づけである。当時は、権力統合制を前提に、国家評議会によって任命される検事総長を頂点とする、政府からも裁判所からも分離された独自のシステムをなすという、ソ連に倣った検察制度となっていた。『連帯』側は「三権分立の帰結として、検察機関は司法大臣に服属する必要性」が生じると主張したのに対して、政権側は、この問題は着手されている国家体制改革の過程で考慮されるべきである、とするにとどまっていた⁴⁹⁾。

しかし、この小委員会の親委員会に当たる政治改革問題部会の合意には、政治体制の原則にかかわるこれらの問題は取り上げられていない。裁判所関係について盛り込まれたのは、次のような文言である。「裁判官の独立を擁護するのは、最高裁判所、最高行政裁判所および通常裁判所の裁判官総会によって派遣される裁判官が多数を構成する全国裁判評議会となるであろう。それは、裁判官を任命する必要性の生じた管区の裁判所の総会によって推薦された2名の候補者のうちの1名を、裁判官職への任命または上級裁判所への昇進のために大統領に提案するであろう。裁判官の独立は、憲法に書き込まれた（法律において規定された場合を除く）裁判官の不罷免〔nieusuwalność〕およびその意思に反した他の任地への不異動の

48) 小部会の『連帯』側共同議長を務めたA・ストシムボシ（90年に最高裁長官に就任する）は、政権側が党员資格の停止に同意すれば、代わりに労組所属の禁止に応じてよい、と述べていた（P. Smoleński, *Szermierze Okrągłego Stołu. Związpienia i nadzieje*, Paris, 1989, s. 78）。

49) 第3は、死刑の廃止である。『連帯』はただちに廃止することを主張したのに対して、政権側は、社会的協議が終了するまでは態度を留保する、とした。

原則に立脚するであろう⁵⁰⁾。

「円卓会議」において合意されたことは直ちに実現され、不一致点として残された事項も、同年 6 月の部分的自由選挙における『連帯』派の勝利の帰結としての『連帯』系政府の成立とそれを踏まえた同年 12 月の憲法改正によって、部分的には「円卓会議」における『連帯』派の主張を超えて実現された。第 1 は、裁判官の政党所属の禁止である。第 2 に、いったん任命された裁判官は、懲戒処分などの場合をのぞき、罷免されないこととなった⁵¹⁾。ただし、65 歳で定年に達すると、「退任 [stan spoczynku]」（退役）扱いとなる。ただし 70 歳までは、KRS が延長に同意を与えれば、現役裁判官としての地位を維持することができる。退任裁判官には、最後の地位における報酬（基本報酬プラス勤続加算）の 75% を支給される。そして第 3 が、裁判官の選任手続の変更である。89 年に大きな転換が行なわれて以降、若干の修正が加えられているが、01 年に制定された新通常裁判所構成法⁵²⁾の段階で定められた手続は、以下のようなものであった。

まず、裁判官資格の共通の前提は、①ポーランド国籍および完全な民事上の権利と市民的権利をもつこと、②非の打ち所のない [nieskazitelny] 性格を有すること、③高等法学教育を修了していること、④ 29 歳に達していること、である。そのうえで、⑤裁判修習または検察修習を経て、⑥裁判官試験または検察官試験に合格し、⑦裁判官試補もしくは検察官試補を少なくとも 3 年、または裁判補助官 [referendarz sądowy] を少なくとも 5 年務めること、が主要なコースとなる⁵³⁾。このほか、裁判官助手 [asystent sędziego] または裁判補助官を少なくとも 6 年務めたあとに裁

50) *Porozumienia Okrąglego Stołu*, s. 11.

51) 裁判官は「法規の明白かつ著しい違反および官職の尊厳の毀損を含む職務違反」に対して規律責任を負う。規律責任についての判断は、司法大臣、控訴裁・管区裁の所長・運営会議の請求にもとづき、裁判官自身によって選ばれる二審制の規律裁判所がこれを行なう。処分の種類は、譴責、戒告、役職からの解任、他の任地への異動、裁判官職からの罷免である。

52) Dz. U. Nr 98, 1070.

53) 裁判官資格と検察官資格とは互換性のあるものとなっている。

判官試験に合格すれば、裁判官資格を得ることができる。裁判補助官は、97年に裁判官の負担を軽減するために導入されもので、不動産登記簿、各種の登記・登録関係の業務を担当している。裁判官助手も同様の目的で01年に設けられ、裁判官による審理の準備や裁判所行政関係の業務を担っている。さらに、法学の教授および教授資格をもつ博士、検察官、少なくとも3年の経歴をもつ弁護士・法律顧問⁵⁴⁾・公証人は、⑤～⑦の要件なしに裁判官資格が与えられる。

⑤～⑦までの過程は、以下のとおりである。まず、管区裁所長を委員長とする試験委員会（書類選考、短答式と論述式の筆記試験⁵⁵⁾）によって実施される試験の合格者は、管区裁所長により裁判修習生〔aplikant sądowy〕として任命され、地区裁に配属される。修習生は指導裁判官〔patron〕のもとで2年半の修習を行なう。その後、司法大臣の組織する控訴裁試験委員会（民事・刑事の判決の起案、口述）によって実施される裁判官試験に合格すると、管区裁所長の推薦により司法大臣によって裁判官試補に任命される。裁判官試補の期間は最低3年⁵⁶⁾で、この間、地区裁において裁判官としての活動を行なわせることができるとされていたが、実際には全員が裁判官としての職務を遂行していた。

裁判官の空きポストが生まれると、司法大臣による公募が行なわれる⁵⁷⁾。応募したすべての候補者について当該裁判所の運営会議、次いで裁判官総会が投票によって評価を行ない、その結果を付してKRSに提出する⁵⁸⁾。KRSは、裁判官総会の評価に拘束されることなく候補者を1名に絞って大統領に提案し、大統領が任命する。

54) 法律顧問については、小森田「ポーランドの法曹制度」269頁、279～281頁を参照。

55) 01年6月のワルシャワ管区の例について、「ポーランド・法文化の旅」を参照。

56) 01年までは、最長3年であった。

57) 01年の通常裁判所構成法によって導入された。

58) 01年までは、空きポストの2倍に絞って提出することになっていた。KRSによる選択の幅が広がったことになる。01年の時点における手続の実際については、「ポーランド・法文化の旅」を参照。

以上の制度は、最高裁の裁判官を含め、すべての裁判官に適用される。任命は、特定のポストについて行なわれるので、人事異動の手続で昇任するというのではない。実際には、地区裁から管区裁へと「昇進」してゆくという現象が見られるが、その場合でも、公募に始まる上記の手続を経なければならないのである。

2. 3つの憲法訴訟

以上のような裁判官の人事手続をめぐって、近年、3つの角度から憲法訴訟が行なわれている。

(1) 裁判官候補者の評価基準

まず問題となったのは、裁判官候補者の評価基準である。

05年9月、KRSによって大統領への任命提案を行なわないという決定を受けたある候補者が、通常裁判所構成法もKRS法も候補者の評価基準を定めておらず、その策定をKRSに委ねているのは、「同一の原則に基づいて公務にアクセスする権利」を保障した憲法60条などに違反するとして憲法訴訟を提起し、憲法法院は、07年11月の判決においてこの主張を認めた⁵⁹⁾。憲法上の自由・権利の実現にとって重要な意味をもつ事項は法律において定められなければならない、という原則に反するというのがその理由である。KRSは、07年1月に、管区裁・控訴裁所長によって提出される裁判官候補者の評価の基準を定めた決議⁶⁰⁾を採択したが、憲法法院は、この評価基準は事実上ウェブサイトで知りうるとしても、現行規定はこのような規範的決定を官報で公表することを義務づけているわけではない(ので憲法上の要請を充たしていない)、とした。

続いて、シチェチン管区裁裁判官のポストに応募し、同じくKRSによって大統領への任命提案を行なわないという決定を受けた地区裁裁判官が、

59) SK 43/06.

60) <http://www.krs.pl/pl/dzialalnosc/posiedzenia-rady/f,105,posiedzenia-w-2007-r/307,09-11-stycznia-2007/2139,uchwala-nr-72007-krajowej-rady-sadownictwa-z-dnia-11-stycznia-2007-r>.

憲法訴願を提起した。彼は、KRS のこの決定を不服として最高裁に申立てを行なったが、最高裁は、KRS 法が裁判官候補者の評価にかかわる決定を最高裁への申立ての対象から除外していることを理由にこれを棄却したため、この規定は裁判を受ける権利を侵害している、と主張したのである。憲法法廷は 08 年 5 月、この主張を認める判決を下した⁶¹⁾。

これらの判決を受けて、11 年 8 月に改正された通常裁判所構成法は⁶²⁾、現職裁判官、裁判補助官、裁判官助手、検察官、弁護士、教授などの候補者の地位ごとに、評価基準と評価の基礎とされるべき資料を詳しく定めた。現職裁判官の場合は、この法改正において導入された裁判官評価制度において適用される評価基準が用いられることになっている⁶³⁾。また、同年 5 月に制定された新 KRS 法⁶⁴⁾では、最高裁への申立ての認められない KRS の決定から、裁判官候補者の評価にかかわるものが削除されるに至った。

このように、個々の候補者の憲法訴願にもとづく憲法法廷の判決を受けて手続的明確化が図られたのであるが、その背景には、より広く、裁判官集団から KRS に至る手続の過程における候補者評価に対する疑問が存在している、という事情がある。問題の焦点は、弁護士・学者など裁判所外の世界から裁判官になる道が制度上は開かれているにもかかわらず、実際にはその道を通して裁判官になる者は極めて限られており、ほとんどは、地区裁の場合は裁判補助官・裁判官助手、管区裁以上の場合は現職裁判官という裁判所関係者に限られている、という現実である。その原因については、ふたつの見方がある。ひとつは、裁判所関係者を優先するという裁判官集団の閉鎖性に原因を求める見方⁶⁵⁾であり、もうひとつは、現在の裁

61) SK 57/06.

62) Dz. U. Nr 203, poz. 1192.

63) 要約的に言えば、①事件の審理のさいの行為や仕事の組織の円滑さや効率性、②職務をはたすさいの個人的・組織的文化（ふるまい方）や手続の当事者・参加者の権利の尊重、③判決を下し、理由づけを行なうさいの定式化の仕方、④職業的向上のプロセス、の 4 項目である。

64) Dz. U. Nr 126, poz. 714.

判官が報酬をはじめとして弁護士などを惹きつける魅力ある職業になっていない、という点に根本的な原因を求める見方である。この点については、のちに改めて触れよう⁶⁶⁾。

(2) 大統領の任命権

すでに述べたように、裁判官の選任手続の最終段階は、KRS が提案する 1 名の候補者の大統領による任命である。この場合、大統領が KRS の提案する候補者以外の者を任命することができないのは明らかであるが、その候補者の任命を大統領は拒否できるのであろうか？ 「円卓会議」の法と裁判所改革問題小部会合意に添付された KRS にかんする文書では、「裁判官は KRS の提案にもとづいて国家評議会議長がこれを任命する。KRS は裁判官候補者を国家評議会議長に提出し、国家評議会議長は任命を拒否することができるが、KRS によって指名されなかった者を任命することはできない」とされていた（この段階では任命権者は国家評議会議長と想定されていたが、「円卓会議」の過程で、国家評議会議長に代えて大統領職が設けられることが確定した⁶⁷⁾。しかし、「円卓会議」合意にもその後の法律にも、大統領の拒否権を明示したものはない。この点について、学説には争いがあったが⁶⁸⁾、長いあいだ大統領は、KRS の提案を受けてそのまま任命していたので、問題は表面化していなかった。

ところが、05 年に選出されたカチンスキ大統領は、長年の慣行を破り、一部の裁判官候補者の任命を拒否するに至った。KRS の提案から 2 年を経過しても任命を行っていないことが明るみに出ると、07 年 8 月、大統領事務局は KRS に 9 名の裁判官候補の任命を行なわないとの通知を送つ

65) 例えば、10 年 7 月の「裁判官の地位—体制転換後 20 年」と題する会議において、裁判官になることを拒否された著名な法学者の名前を挙げながら、裁判官集団の閉鎖性が批判されている。

66) B. Goldewska-Michalak, Sędziowie: mity i rzeczywistość, *Rzeczpospolita*, 22. 12. 2010.

67) *Porozumienia Okrągłego Stołu*, s. 68.

68) Komentarz L. Garlickiego do artykułu 179, w: L. Garlicki (red.), *Konstytucja Rzeczypospolitej Polskiej. Komentarz*, Warszawa, 2005.

た。これに対して、正式な決定を下し、官報で公表すべきであるとの批判の声が挙げられたため、08年1月、管区裁4名、地区裁5名の候補者の任命を拒否する大統領決定が官報においてようやく公表された。しかし、理由は示されていない⁶⁹⁾。同年9月にも、管区裁裁判官候補1名の任命を拒否した⁷⁰⁾。理由を付さないまま任命を拒否するということは、KRSにとって無関心ではいられないだけでなく、とくに候補者が現職裁判官である場合には、例えば、「非の打ち所のない性格」が疑問視されたという憶測を呼び、その者の名誉を傷つけ、裁判官としての職務を遂行するのに必要な信頼の喪失をもたらしかねない⁷¹⁾。大統領が拒否権を持つか否かはともかく、少なくとも理由を示して任命手続を透明化することが広く求められたのである⁷²⁾。

このような状況を打開するための、3つの試みが行われた。

第1は、最高裁長官による法解釈の明確化の試みである。08年2月、最高裁長官は、裁判官の任命をめぐる大統領とKRSとの権限紛争の解決を求めて憲法法廷に申立てを行なった。これに対して憲法法廷は、08年6月、権限紛争は生じていないとして手続を打ち切った。①大統領の裁判官任命権は首相の副署を必要としない大統領の専権〔*prerogatywa*〕である、②大統領は裁判官候補者について意見を述べるというKRSの権限を持つわけではなく、KRSは裁判官を任命するという大統領の権限を持つわけで

69) M. P. Nr 4, poz. 38.

70) M. P. Nr 68, poz. 601.

71) KRS事務局の裁判官M・ツェレイは、大統領にKRSの提案に対する異議がある場合は、書面またはKRSのメンバーである大統領代表をつうじて疑義と大統領が所持している情報とを提示し、KRSはそれを考慮して、当該候補者を改めて提案するか、大統領の疑義を正当と認めて当該候補者に対する支持を撤回するかについて改めて決定する、という解決方法示した (M. Celej, *Procedura powołania na urząd sędziego musi być przejrzysta*, *Rzeczpospolita*, 16. 10. 2008)。

72) カチンスキ大統領が10名もの裁判官候補者の任命を拒否した理由を推測しようような直接的な事情は見当たらない。ただ、この時期に政権の座にあり、カチンスキもその陣営に属していたPiSの幹部は、憲法法廷や通常裁判所の個々の判決をとりあげ、裁判官の法思想や出自を問題視する発言を繰り返していた、という事実が存在する。

はない以上、権限紛争は生じていない、③最高裁長官の言うように、大統領による任命権の行使のありうべき帰結について法的欠缺があるとしても、そのことが権限紛争の発生を必ずもたらすというわけではない、というのがその理由である⁷³⁾。

第 2 は、立法的解決の試みである。09 年 1 月に後述する全国裁判 = 検察学院法が制定されたさい、通常裁判所構成法が改正され、大統領による裁判官の任命は KRS の提案から 1 ヶ月以内に行なわれる、との文言が追加された。立法過程においてカチンスキ大統領は拒否権を行使したが、国会は 5 分の 3 の多数でこれを覆したため、法改正は成立した。そこで大統領は、事後統制の手続で憲法法院に申立てを行ない、12 年 6 月、憲法法院は違憲判決を下した。裁判官の任命は大統領の専権であり、その役割はどこかで採択された決定を確認する「公証人」の役割に帰着するのではなく、提出された候補者について自主的に評価し、したがって KRS の提案を拒否する権限をもつとしたうえで、憲法の規定は法律による具体化を必要としない完全なものであり、これに 1 ヶ月という期限を設けることは、大統領権限の本質に対する介入である、としたのである⁷⁴⁾。

第 3 は、任命を拒否された候補者たちによる訴訟である。08 年 1 月に任命を拒否された裁判官候補のうちの 4 名が、大統領の不作為を理由に、ワルシャワ県行政裁判所に提訴した。しかし、同裁判所は、大統領の個別的決定は行政的決定ではなく、したがって行政裁判所の管轄には属さない、

73) Kpt 1/08.

09 年、元憲法法院長官らを含む討論グループ「経験と未来」は、カチンスキ大統領時代に大統領権限をめぐる生じた紛争を解決するための憲法改正案を起草した。そこには、「裁判官は、全国裁判評議会の提案に基づき、期間の定めなく共和国大統領によって任命される」という 179 条の規定に、「任命の拒否は、全国裁判評議会の提案が提出されたのちに明らかとなった重要な理由によってのみこれを行なうことができ、理由を示さなければならない」という文言を追加する、という提案が含まれていた (Konwersatorium „Doświadczenie i Przyszłość”, Raport nr 4/2009, Projekt zmian w Konstytucji Rzeczypospolitej Polskiej (z dnia 2 kwietnia 1997 r.))。

74) K 18/09.

として請求を棄却した。原告は、最高行政裁判所に上訴する一方、憲法法院に憲法訴願を提起した。そのうちの1人について憲法法院は、09年6月に再度の процедуруを経て当初の管区裁の裁判官に任命されたため、訴願の目的を達成し、判決を下す必要性がなくなったとして10年11月に手續を打切った⁷⁵⁾。残りの3名の候補者については、大統領の任命拒否から4年半近く経過した12年6月、やはり手續を打ち切る決定を行なった。申立人らの上訴にもとづく最高行政裁の判決がまだ下されていないがゆえに、法的手續を尽くすという憲法訴願の要件を満たしておらず、また、訴願の対象は通常裁判所構成法の規定であるが、その規定は大統領の裁判官任命権を定めた憲法の規定を繰り返したものであるがゆえに、実質的には大統領による憲法規定の執行方法(法の適用実務)を争うもので、憲法訴願の対象にはならない⁷⁶⁾という理由である⁷⁷⁾。この決定を受けて、憲法訴願の提起にともなって手續を停止していた最高行政裁は、12年10月、大統領による裁判官任命行為は行政的決定ではないので行政裁判所の権限には属さない、とする県行政裁と同じ理由で上訴を棄却した⁷⁸⁾。

こうして、憲法法院の一連の判決をつうじて、大統領はKRSの提案を拒否する権限をもつことが明確にされる一方、拒否理由の提示など、裁判官集団が求めた大統領の専権の行使を枠づける意味をもつような制度的解決は実現されるには至らなかったのである。しかし、10年に大統領がカチンスキからコモロフスキに代わり、任命権の行使が円滑に行なわれるようになった結果、問題はひとまず沈静化している。

75) SK 37/08. 別のもうひとりの候補者についても、同様の理由で手續を打切った(SK 39/08)。

76) 憲法79条1項は「その憲法上の自由または権利が侵害された者はすべて、法律において定められた原則に基づいて、裁判所または行政機関が憲法において定められたその者の自由もしくは権利または義務について最終的に決定する根拠となった法律またはその他の規範的アクトの憲法への適合性について、憲法法院に訴願を行なう権利をもつ。」と規定し、法令の適用による権利侵害は憲法訴願の対象としない「狭いモデル」を採用している。

77) SK 37/08.

78) <http://orzeczenia.nsa.gov.pl/doc/8D8FC22DC7>.

(3) 裁判官試補

前述したように、キャリア裁判官制度におけるキャリアパスの一環を構成するとともに、下級裁判所における裁判実務を実際に担っていたのは、裁判官試補であった。司法大臣によって任命される彼らは、裁判官の独立を憲法上保障された裁判官そのものではない。しかし、このことは長いあいだ直視されてこなかった⁷⁹⁾。地区裁における裁判要員全体の4分の1を占める裁判官試補が裁判を行なっているという現実、あまりに重いものだったからである。

05年から06年にかけて、裁判官試補によって勾留決定を受けた個人と、検察庁に告訴したにもかかわらず手続が打ち切れ、それに対する不服申立てを裁判官試補によって棄却された法人(株式会社)が、司法大臣によって任命される裁判官試補は憲法上の裁判官ではなく、現在の裁判官試補制度は裁判を受ける権利などに違反するとして、憲法訴訟を提起した。市民の権利弁務官(オンブズマン)とKRSもこの主張を支持した。これに対して憲法法院は、06年10月、次のような「シグナル発信[sygnalizacja]」の決定⁸⁰⁾を行なった。「シグナル発信」とは、「法院は、その除去がポーランド共和国の法システムの整合性を確保するために不可欠な、法において確認された違反[uchybnienia]および欠陥についての所見を、しかるべき法制定機関に提出する」という憲法法院法4条2項にもとづくもので、立法機関に対する拘束力はない。決定は、次のように述べる。「憲法法院は、法律の憲法適合性について判決するさい、自らの判決の帰結を常に考慮に入れなければならない。なぜなら、一定の規定の違憲性の確認は、法の欠缺または市民もしくは国家にとって好ましくないその他の結果をもたらす可能性があるからである。同時に、憲法法院は、違憲の規制に代わるべき法的規制を自ら定めることはできない。このような条件のもとで、一定の規

79) 筆者自身、かつてはこのことの問題性について自覚的でなかったこともあって、「判事補」と訳していた。しかし、日本の「判事補」との相違を明確にするために、本稿では「裁判官試補」と訳すことにする。

80) S 3/06.

定の憲法への違反を確認するありうべき判決とそのような規定の効力の喪失は、否定的な法的結果の発生を防止し憲法規範の完全な実現を保障するために不可欠な新たな法的規制を、公的権力のしかるべき機関が定立する必要性を引き起こす可能性がある」。司法大臣からの情報によれば、現在、地区裁判所には、5237名の裁判官と1637名の裁判官試補とが働いている。裁判官試補は裁判要員の中核であり、多くの地区裁判所では裁判官よりも多い。このような状況のもとで、市民の権利弁務官およびKRSの見解に従って問題の規定の違憲性を確認するとすれば、裁判官試補は司法の分野の活動を行なうことはできなくなり、司法大臣は彼らに裁判活動を委ねる権限を完全に失うことになるであろう。したがって、公的権力のしかるべき機関は、憲法に完全に適合した法的解決を保障しつつ、「司法を行なう者の養成と任命の従来モデル」を変更する解決策をできるかぎり迅速に準備し、導入すべきである、と。このように憲法法院は、現在の裁判官試補制度は違憲であると判断される蓋然性が高いことを強くにじませつつ、国会による立法的解決を求めたのである⁸¹⁾。

しかし、国会による立法発議の動きは見られず、憲法法院は、上記2つの憲法訴願に対する審理を継続した。国会議長は、裁判官試補を「試用裁判官」と表現しつつ、現行制度を擁護する見解を憲法法院に提出した。しかし憲法法院は、07年10月、違憲判決を下す⁸²⁾。同時に、憲法190条3項⁸³⁾にもとづいて違憲の規定の失効時期を18ヵ月後とし、これまで裁判官試補によって行なわれた訴訟上の行為は憲法190条4項⁸⁴⁾にもとづく判決・決定の見なおしの根拠とはしないという措置をとった。違憲判決の

81) 機能的には日本の最高裁が採用する事情判決の手法に似たところがある、と言える。

82) SK 7/06.

83) 憲法190条3項によれば、「憲法法院の判決は、公布の日から施行される。ただし、憲法法院は、規範的アクトのそれ以外の失効時期を定めることができる。この時期は、法律については18ヵ月、その他の規範的アクトについては12ヵ月を超えることはできない。予算法において定められていない財政支出をとまなう判決の場合、憲法法院は閣僚会議の意見を聴取したのちに、規範的アクトの失効時期を定める。」

遡及的効果を否定しつつ、立法府に 1 年半の猶予を与えて将来に向けた解決を改めて求めたのである。

3. 裁判官人事モデルの見なおし

(1) 3つの構想

裁判官試補についての憲法法院の判決から半年を経過した 08 年 4 月、KRS は「裁判官職は法曹の冠である」と題する会議を開催した。明らかとなったのは、この時点において従来の裁判官試補制度に代わる 4 つの構想が存在するということであった⁸⁵⁾。

第 1 は、前述した憲法法院の「シグナル発信」決定を受けて、07 年 3 月にカチンスキ大統領が提案していた「試用裁判官 [sędzia na próbę]」制度⁸⁶⁾である。ドイツの Richter auf Probe に倣ったこの構想によれば、従来の裁判官試補は法律的な措置によって任期 4 年の試用裁判官となり、第一審裁判所において裁判を行なう。優秀な者は任期を短縮することができ、これまで裁判官試補として裁判官の職務を少なくとも 2 年務めていれば、法律施行の 6 ヶ月後には任期の定めのない裁判官に任命することを可能にする。これは、現在の裁判官試補を裁判官の一種である試用裁判官へと身分変更するに過ぎないから、摩擦は限りなく少ないが、憲法は、裁判官は期間の定めなく任命される (179 条) と定めているため、憲法改正が必要になる。大統領は KRS の会議に出席した代表者をつうじて、自らの案を撤回し、次の案 KRS を支持する意向を表明した。

第 2 は、これまでの地区裁裁判官、管区裁裁判官、控訴裁裁判官に加え

84) 「裁判所の確定判決、最終的な行政的決定またはその他の事件における裁定の根拠となった規範的アクトが、憲法、条約または法律に適合しないとの憲法法院の判決は、当該手続のためのしかるべき規定において定められた原則および手続に基づく手続の再開、決定またはその他の裁定の取り消しの根拠となる。」(憲法 190 条 4 項)

85) Krajowa Rada Sądownictwa, Urząd Sędziego Koroną Zawodów Prawniczych. Warszawa, 22 kwietnia 2008 r. Materiały pokonferencyjne (<http://www.krs.pl/admin/files/100410.pdf>).

86) Druk nr 1605.

て、軽微な事件を扱う「城塞裁判官 [sędzia grodzki]⁸⁷⁾という第4のカテゴリーを新設する、というKRSの構想である。最低年齢(他の裁判官の29歳に対して27歳)と扱う事件の範囲(民事刑事の軽微な事件)のみによって他のカテゴリーの裁判官から区別される。任期は付されないものの、「試用裁判官」と同様に、より重要な事件を担当する裁判官としての適性の有無を判断するものとして位置づけられている⁸⁸⁾。城塞裁判官は、試用裁判官と同様に、違憲判決に対応するという最小限の課題に 대응しようとするものであり、憲法改正を必要としない措置であった。

第3は、裁判官試補問題に対応するという緊急の課題を超えて、全国裁判官=検察学院を設置し、分散的だった修習をここに集中するとともに、裁判官になるための新たなキャリアパスを設ける、という司法省の構想である。

第4は、「ユスティチア」の抜本的なモデル転換の構想である。この構想は、①90年代に過度に拡大した裁判所の管轄⁸⁹⁾を縮小し、司法省が進めようとしているいわゆる「電子裁判所」などによる手続の簡素化を実現する、②裁判官助手・裁判補助官の増員によって裁判官に対する補助体制を充実させ⁹⁰⁾、憲法が許容する範囲内で言葉の厳密な意味での司法には属さない事件の処理を裁判補助官に移管する、③以上の措置による裁判官の少数精鋭化(「エリート的職業」化)を前提として、裁判官の報酬を大幅に引き上げ、そうすることによって裁判官を仕事の内容の点でも報酬点の

87) 形容詞 grodzki の名詞型 gród の原意は「城塞」であり、中世的な都市を意味する。戦間期には、最末端の裁判所が sąd grodzki と呼ばれていた。「都市裁判官」「市裁判官」などの訳語もありうるが、都市-農村という文脈に置きかえてミスリードされる可能性もあるので、あえて「城塞裁判官」という歴史的匂いのする訳語を充てることとする。

88) 従来の裁判官試補については、地区裁判官への昇進の加速化、城塞裁判官への任命、裁判官助手・裁判補助官への採用という道が想定されていた。

89) 念頭に置かれているのは、登記、秩序違反事件、軽犯罪などである。裁判所の管轄の拡大については、小森田「ポーランドの法曹制度」266~267頁を参照。

90) 裁判官・裁判官助手・裁判補助官・書記官のチームによる事件処理が想定されている。注40) のカミンスカからの聴き取りによる。

も威信と魅力のある職業にする、④その結果として裁判官は、何らかの研修によってではなく、自らの職業的経験と人生経験を一つづつ巨大な知識、最大の責任、感情的成熟を備えた者が就くべき法律専門職のキャリアの頂点（「冠」）に位置づけられ、最低年齢は 35 歳に引上げられる、という包括的な展望を掲げている。ただし、もっぱら弁護士から裁判官を採用するという英米の古典的な法曹一元制とは異なり、多様な給源が想定されている。ひとつは、従来から認められていた外部ルート、すなわち検察官・弁護士・法律顧問・公証人から裁判官への道であり、もうひとつは内部ルート、すなわち裁判補助官・裁判官助手から裁判官への道である（これを、法曹一元制とキャリア裁判官制度との折衷型、ないし外部ルートを本道と考える限りにおいて「準法曹一元制」と呼ぶことができよう）。

「ユスティチア」のこのような構想⁹¹⁾は、ヘルシンキ人権財団、全国弁護士評議会、全国法律顧問評議会の支持を受けたものの、包括的な改革を必要とするものであるだけに、中長期的な見とおしにおいてのみ実現が可能なものであった。KRS が会議のタイトルを「裁判官職は法曹の冠である」としたように、「準法曹一元制」的な理念そのものはより広く支持されていたように見える。問題は、実現可能性であった。何よりも、裁判官の報酬の大幅な増加がなければ、弁護士をはじめとする他の法律専門職の経験者を引きつけることは難しい。一方、従来のキャリアパスを想定して裁判官をめざしてきた若い人びとに早急に見とおしを与えることが不可欠であった。

(2) 全国裁判 = 検察学院の設置

08 年 9 月、政府は司法省案にもとづいて全国裁判 = 検察学院法案⁹²⁾を国会に提出した。続いて大統領も、KRS の構想する「城塞裁判官」導入を

91) 「ユスティチア」は、01 年の段階では、他の法律専門職とは異なる裁判官に特徴的な心理的性向や人格の特徴や資質を備えた者は研修と裁判官試補の経験をつうじて早期に選出されてゆくことができるという立場から、キャリア裁判官制度に対して肯定的な態度を示していた（「ポーランド・法文化の旅」、小森田「ポーランドの法曹制度」288 頁を参照）。

92) Druk nr 946.

盛り込んだ通常裁判所法改正案⁹³⁾を提出した。国会は大統領提案を第一読会で否決する一方、12月に政府提案を修正可決し、大統領の拒否権を覆して翌09年1月に成立させた⁹⁴⁾。

この法律にもとづいて、09年3月、06年に設置された全国通常裁判所＝検察要員訓練センター〔Krajowe Centrum Szkolenia Kadr Sądów Powszechnych i Prokuratury〕に代わって、全国裁判＝検察学院〔Krajowa Szkoła Sądownictwa i Prokuratury, KSSiP〕がクラクフで発足した。KSSiPは、現職裁判官・検察官等の研修・再教育というセンター時代からの任務とともに、次のような裁判官修習を実施するという任務を新たに担うことになった。従来は各控訴裁管内で実施されていた分権的なシステムからの大きな転換である。KSSiPの監督官庁は司法省である（検察官修習も並行して実施されるが、以下では省略する）。

第1は、12ヵ月の一般修習である。修習生試験⁹⁵⁾に合格したのち、KSSiPでの授業と修習生ごとに付けられる指導教官〔patron koordynator〕のもとでの実務という二つの部分からなる修習を受ける。授業と実務のすべての課題における肯定的評価が修習修了の条件であり、評価結果にもとづいて順位表が作成される。第2は、裁判修習である。裁判修習生への採用は、一般修習における成績による。当初は、裁判修習の期間は54ヵ月で、KSSiPにおける授業と実務からなる30時間の第1段階と24ヵ月の裁判官助手、次いで裁判補助官としての勤務という第2段階に分けられるとされていた。しかし、修習期間があまりに長すぎるとの批判から、11年に、第2段階は18ヵ月（裁判補助官としての勤務）に短縮され、合計48ヵ月と改められた。裁判修習生は、30時間の修習を終えると、すべての課題において肯定的な評価を得ることを条件に裁判官試験⁹⁶⁾を受ける。一般修習の修了者で裁判修習または検察修習⁹⁷⁾に進まなかった者には、裁判

93) Druk nr 1128.

94) Dz. U. Nr 26, poz. 157.

95) 150問の短答式問題（4択）と公法・私法・刑法の論述式問題。

96) 民法と刑法の訴訟資料にもとづく筆記と口述。

官助手となる道が開かれている。

KSSiP の設置にともなって、裁判官への道は、地区裁裁判官の場合、おおむね次のようなものとなった。① KSSiP における 12 ヶ月の一般修習と 48 ヶ月の裁判官修習を経て裁判官へ、②一般修習ののち、裁判補助官（5 年の経歴）または裁判官助手（6 年の経歴）を経て裁判官へ、③検察官から裁判官へ、あるいは独自の修習と試験のあと、3 年間の経歴をもつ弁護士・法律顧問・公証人を経て裁判官へ、④実務経験を必要とされない大学教授、法学博士などから裁判官へ、の 4 つである（このほか、検察修習を経る道もあるが、省略する）。公募に始まる裁判官採用の手続は、基本的には従来と変わらない。管区裁裁判官の場合は、①②に代わって地区裁裁判官の少なくとも 4 年、控訴裁裁判官の場合は管区裁 3 年を含む合計少なくとも 6 年の裁判官歴が必要とされる。経験を積むにしたがって地区裁、管区裁、控訴裁へと昇進してゆく可能性が生まれることになる。が、そのつど公募に始まる選考手続を経なければならないことはすでに述べたとおりである。ここで、ある地区裁裁判官の人事についての KRS 決定（13 年 5 月 14 日付）を例に、補足を加えつつ具体的に見てみよう。

12 年 8 月 1 日の官報において、シフエントクシシ県オストロヴィエツ-シフエントクシスキ地区裁判所裁判官の空きポスト 1 について、司法大臣名の公示が行なわれた⁹⁸⁾。公示から 1 ヶ月の期限までに、22 名の候補者がキェレツ管区裁所長あてに応募した⁹⁹⁾。地区裁の裁判官助手 2 名、管区裁の裁判官助手 8 名、控訴裁の裁判官助手 1 名、地区裁の裁判補助官 10 名、管区裁の裁判補助官 1 名と、すべてが裁判官助手または裁判補助官である（男性 6 名、女性 16 名）。管区裁所長は、候補者の評価を行なうために 2 名の視察裁判官〔sędzia wizytator〕を指名した¹⁰⁰⁾。これを受けて、12

97) 検察官修習は 30 ヶ月。

98) Mon. Pol., 2012, poz. 568. この日の官報では、同時に 19 ポストが公示されている。

99) 候補者が裁判官・裁判補助官・検察官・弁護士・法律顧問・公証人・裁判官助手の場合は、関与した案件 100 件（それより少ない場合は全件）の登録番号、教授等の場合は審査者の意見つきの刊行物リストを添付する。

月14日にキェルツェ管区裁運営会議において、次いで同月19日にキェルツェ管区裁判官総会において、候補者全員についての投票が行なわれた。管区裁所長から全候補者についての資料¹⁰¹⁾を受け取ったKRSでは、予備的な審査を行なうための4名の委員からなるチームが設けられた。このチームは、13年4月18日に行なわれた会議において、ビデオ会議の形で3名の候補者¹⁰²⁾およびキェルツェ管区裁判所長からの聴取を行なった。その結果、全員一致でキェルツェ管区裁の裁判官助手Z(女性、当時31歳)をKRSに推薦することを決定した。その理由によれば、Zは、05年に高等法学教育を優〔bardzo dobry〕の成績で終了し、08年に良上〔dobry plus〕で裁判官試験に合格した。06年8月から12年6月まで別の地区裁で裁判官助手を務め、同月から現在までキェルツェ管区裁第9刑事上訴部で裁判官助手を務めている。KSSiPによって組織されたものを含め数多くの研修に参加して常に知識を広めている。キェルツェ管区裁運営会議では賛成5、反対3、キェルツェ管区裁判官総会では賛成40、反対48、無効2で第3位の支持であった。職場の評価は肯定的で、地区裁裁判官の職務を遂行する準備が非常によくできていることが強調されている。KRSとの会話も良好であった。13年5月14日に開催されたKRSの会議においては、キェルツェ管区裁の2名の視察裁判官の評価が示された。刑事問題視察裁判官¹⁰³⁾は、Zによって作成された判決・理由案は持てる知識を適切に用いていることを示し、平明で理解しやすい言葉が用いられており、それぞれの見解の論証は論理的・一義的に提示されている、法学文献や判例

100) 複数の候補者がいる場合、原則として同一の視察裁判官が全候補者の評価を行なう。視察裁判官の評価結果は候補者に開示され、候補者はそれに対する所見を提出することができる。

101) 裁判官に初任の場合は、県警本部長からの情報を求めてそれをも提出する。

102) 3名のうちの2名がキェルツェ管区裁の裁判官助手を務め、もう1名は人事の対象であるオストロヴィエツ-シフェントクシスキ地区裁(キェルツェ管区裁管内)の裁判補助官であった。

103) 08年1月にカチンスキ大統領によっていったん任命を拒否され、憲法法院に申立てた裁判官のひとりである。ちなみに彼は、「ユスティチア」のキェルツェ支部長を務めている(<http://www.iustitia.pl/oddzialy/oddzial-w-kielcach>)。

に通じている、さらに、他者に対して節度のある態度をとっており、人格的文化的水準は高い、としている。執行問題視察官も、民事・労働事件における判決・理由案についての高い評価とともに、誠実さ、期限厳守、正確性、勤勉性、仕事時間の組織や集団における協力の能力、迅速かつ適切な決定を下す能力を指摘した。KRS の決定は、最後に残ったあと 2 名の候補者についても言及している。それによれば、裁判官集団の評価は Z よりも高いとはいえ、もうひとりの裁判官助手は、卒業成績は良、裁判官試験は可 [dostateczny]、裁判補助官はそれぞれ可上、良であり、仕事上の評価も Z ほど高くはなかった、とされている。KRS の決定は、以上を踏まえたすべての候補者についての投票結果を記している。Z に対しては賛成 15、反対 0、保留 0、他の 21 名の候補者に対しては賛成 0 で、その他の票は反対または保留となっている¹⁰⁴⁾。Z は、8 月 1 日付の大統領決定によって、オストロヴィエツ-シフエントクシスキ地区裁判所裁判官に任命された¹⁰⁵⁾。

この事例は、候補者が裁判官助手と裁判補助官とによって占められているという点と、女性が優位しているという点で、典型的なものであると言ってよい¹⁰⁶⁾。12 年の 1 年間に KRS が扱った候補者についてのデータは、次のとおりである¹⁰⁷⁾。

選考の結果、大統領に提案された 346 名の内訳は、最高裁 4 名、最高行政裁 13 名、県行政裁 22 名、控訴裁 25 名、管区裁 135 名、地区裁 142 名、管区軍事裁 2 名、守備隊軍事裁 3 名である。地区裁 142 名の内訳は、裁判官助手 73 名、裁判補助官 57 名、検察官 6 名、法律顧問 3 名、弁護士 2 名

104) <http://www.krs.pl/bip/files/2013-05-1417-dzialalnosc/uchwala%20262%20z%202013%20r.%20sr%20ostrowiec%20swietokrzyski%20m.p.%20z%202012%20r.%20poz.%20568.pdf>

105) Mon. Pol., 2013, poz. 864.

106) 女性の占める比率が高い理由については、J. Winczorek, Stan kadry sędziowskiej w świetle badań przeprowadzonych przez Krajową Radę Sądownictwa, *Krajowa Rada Sądownictwa*, nr 2, 2013 が分析している。

107) Informacja z działalności KRS w 2012 r., *Krajowa Rada Sądownictwa*, nr 3, 2013, s. 41-42. C/B を計算してつけ加えた。

	応募総数 (A)	比率 (%)	応募者数 (B)	比率 (%)	大統領に提案された候補者数 (C)	比率 (%)	C/A (%)	C/B (%)
裁判官・元裁判官	901	24.86	506	31.06	188	54.34	20.87	37.15
裁判補助官	1,121	30.93	462	28.36	61	17.63	5.44	13.20
裁判官助手	1,310	36.15	471	28.91	76	21.97	5.80	16.13
法律顧問	97	2.68	72	4.42	9	2.60	9.28	12.50
検察官	99	2.73	54	3.31	6	1.73	6.06	11.11
弁護士	48	1.32	30	1.84	2	0.58	4.17	6.67
その他の職業	48	1.32	34	2.09	4	1.16	8.33	11.76
合計	3,624	100	1,629	100	346	100	9.55	21.24

となっている (1 ポストについては、大統領への提案に至らなかった)。

このデータから、以下のことを読み取ることができる。第 1 に、ひとりの候補者が平均 2.2 件の応募を行なっている、ということである (A/B)。複数応募の傾向は裁判官助手・裁判補助官の場合にとくに強く、弁護士・法律顧問では相対的に弱い。第 2 に、1 ポストあたりの倍率 (A/C) は、約 9.5 倍である。第 3 に、大統領への提案にこぎつけることのできた候補者の比率 (C/B) は裁判官・元裁判官でもっとも高く、重ねて応募している状況を考慮すれば、これに次いで裁判官助手・裁判補助官が高い。ただし、裁判補助官と検察官・法律顧問との差はわずかである。しかし第 4 に、そもそも応募者全体の中に占める裁判所関係者以外の者の比率は、わずか 11.7% に過ぎない。先に触れた裁判所関係者以外の者が裁判官になる者は極めて限られている原因と考えられるもののうち、裁判官集団の閉鎖性についていえば、結果として裁判官・元裁判官の優位は明らかであるとしても、裁判官助手・裁判補助官の状況を含めて考えれば、裁判官集団の閉鎖性を一般的に語ることのできるほどの数字ではないように思われる¹⁰⁸⁾。

108) KRS の関係者によれば、弁護士や法律顧問の応募者の中には、2 つのタイプのグループがある、という。ひとつは、まだ経験の乏しい若い法律家であり、もうひとつは、法律家としてのキャリアを終えかかっている者である (B. Goldewska-Michalak, *Sędziowie: mity i rzeczywistość*, *Rzeczpospolita*, 22. 12. 2010)。後者のような者が裁判官になろうとするのは、退任裁判官としての身分を得るという必ずしも好ましくない動機によるものだ、と理解されている。

むしろもうひとつの原因、すなわち現在の裁判官が弁護士などを惹きつける魅力ある職業になっていない、ということの方がより重要な問題点であることは明らかであろう¹⁰⁹⁾。

(3) 裁判官人事モデルと裁判官像

さて、KSSiP における集中的な修習を軸とする新制度に対しては、当初からさまざまな批判が存在していた。例えば、養成期間が長すぎるため、優秀な潜在的候補者が裁判官への道を回避するのではないか、奨学金が支給されるとはいえ経済的負担が重いため、最良の者を集めることができるかどうか疑問である、などである¹¹⁰⁾。

ヘルシンキ人権財団が 13 年に公表した報告書は、次の 2 つを主要な問題として挙げている。ひとつは、一般修習修了の時点における問題である。一般修習修了後の進路は、一般修習における成績順に決まるため、検察修習は、裁判修習を希望したにもかかわらず成績のせいでそこへ進むことのできなかつた者にとっての止むを得ざる（ネガティブな）選択となっている。また、裁判修習に進めなかつた者のうち検察官への道に関心を持たない者には裁判官助手または裁判補助官への道が開かれているが、待遇が十分ではなく、しかも裁判官への展望が不確かであるため、魅力ある選択とはなっていない。その結果、国家は一般修習生の養成にかなりの資金を投じながら、彼らの一部は裁判システムから流出し、弁護士などの道に進んでゆく、というリスクが存在する。もうひとつは、18 ヶ月が裁判修習の一部となっている裁判補助官としての経歴の意義という問題である。本来、この期間は、裁判官としての資質の有無を確かめるという裁判官養成過程において鍵となる段階となるはずであった。しかし、裁判補助官の役割は増大しているとはいえ、登記関係を中心とするその業務は主として技

109) もしそうであるとすれば、KRS に候補者を直接推薦する権利を他の法律家の自治組織に与えたらどうか、というアイデアもあまり有効とは思われない (A. Zoll, *Państwo prawa jeszcze w budowie*, op. cit., s. 90-92)。

110) M. Bernatt, A. Bodnar, Wymiar sprawiedliwości w Polsce, w: L. Kolarska-Bobińska, J. Kucharczyk (red.), *Demokracja w Polsce 2007-2009*, Warszawa, 2009, s. 99.

術的 = 行政的なものであり、裁判官の仕事の核心である（狭義の）「司法」には狭い範囲でしかかわらない。裁判補助官は、判断者〔orzecznik〕というよりむしろ、高度な専門的資格をもった裁判所の役人〔urzędnik sądowy〕と言うべきものである。その報酬は地区裁判官の最下級の基本報酬の75%に当たるので、財政的には相対的に恵まれているとはいえ、裁判官としての知識を拓げることには適していない。このようにして、裁判補助官の経歴は、裁判修習を終えた時点で裁判官の空きポストにありつかなかった者が任命されるまであいだ「待機」する期間となってしまう¹¹¹⁾。

以上のような問題状況を背景に、KSSiP がまだ新制度の一期生と呼ぶべき者を輩出しないうちから、早くも制度の修正が論じられている¹¹²⁾。ひとつの方向は、一般修習を廃止し、その要素を専門修習、すなわち裁判修習および検察修習に組み入れる、ということである。議会における動きは、この方向に向かっている¹¹³⁾。もうひとつは、裁判補助官の経歴を「試用裁判官」モデルにとって代えること、言い換えれば憲法法廷の違憲判決に反しない形で裁判官試補制度に戻ること、である。

後者の方向は、KRS 中に設けられた検討チームによって提起されている。それによれば、新たな裁判官試補は、裁判修習と裁判官試験とを経ることを条件に、裁判官と同様の競争選抜によって任用する。任命権者は、司法大臣ではなく、KRS または KRS 議長とする。例えば最大5年という期間の定めが設けられる。問題は、扱うことのできる事件をどうするかである。本来の裁判官と異なる以上は限定せざるをえないが、裁判官としての資質の有無を見極めるための試用である以上はそれなりの仕事はさせなければならないので、憲法法廷の判決を踏まえつつ、適度に制限することとする。2年半経過すれば裁判官に応募できることとするが、裁判官に任

111) D. Sześciło, *Krajowa Szkoła Sądownictwa i Prokuratury. Co docenić, co zmienić, co udoskonalić*, Helsińska Fundacja Praw Człowieka, Warszawa, 2013.

112) *Ibidem*, s. 9.

113) <http://prawo.rp.pl/artykul/1100757.html>.

命される保証が与えられるわけではない。競争選抜において、例えばより優れた弁護士候補者がいれば、そちらが選ばれる。任期満了の時点で裁判官に任命されることができなければ、裁判補助官または裁判官助手として裁判所に残るか、あるいは検察官、弁護士など他の法律専門職への道をめざすことになる。ただし、KRS のチームの考えによれば、裁判官修習→裁判官試験→裁判官試補→裁判官という純粹モデルは好ましくない。他方、もっぱら他の法律専門職から裁判官へというもうひとつの純粹モデルも現実的ではない。現在の報酬水準では、十分な人数の候補者を得ることを期待することができないからである¹¹⁴⁾。KRS のこの構想は、外部ルートと内部ルートとの二本立てからなる「ユスティチア」の構想と重なるものであり、その内部ルートの部分を補強したものにほかならない¹¹⁵⁾。

このように、議論は、裁判補助官の経験によっては十分に身につけることのできない裁判官としての独自の資質を強調するという方向に向かっている。冒頭に述べた「テミス」主催の会議においても、従順な役人を養成するのか、人生経験、人格的特性、倫理的態度という点で真の裁判官にふさわしい者を養成するのかという問いが立てられ、KSSiP の設置によって作り出されたのは最適モデルではなく、過渡的モデルに過ぎない、と論じられている¹¹⁶⁾。

従順な役人か真の裁判官かという問題設定と関連して注目されるのは、個人として包括的な裁判所改革論¹¹⁷⁾を展開している裁判官 J・イグナチェフスキの主張である。彼は、ポーランドの現在のシステムが裁判官に昇進

114) K. Gonera, Propozycje Krajowej Rady Sądownictwa dotyczące przywrócenia instytucji asesora sędziego (założenia wstępne), *Krajowa Rada Sądownictwa*, nr 2, 2013.

115) ヘルシンキ人権財団の前記の報告書は、90 年代以降、裁判官数が急速に増加した結果、ポーランドがヨーロッパでもっとも人口当たりの裁判官数の多い国となっていることを指摘しつつ、裁判官需要については抑制的見とおしを示し、「ユスティチア」の構想の方向を示唆するものとなっている。

116) ワルシャワ管区裁判官で KRS メンバーの E・ストリチンスカの発言。

117) J. Ignaczeński, *Wymiar sprawiedliwości – terażniejszość i przyszłość*, Warszawa, 2008.

を志向させるように作られていること、そのために所長をはじめとする役職者が行政的な監督者として大きな役割をもち、昇進が団体の利益への忠誠に対する褒賞となっていることを批判したうえで、ヒエラルヒー的構造を前提とした昇進と威信〔prestiz〕に役職や地位に依存しない権威〔autorytet〕を対置する。絞り込まれた人数の裁判官が、しかるべき報酬とスタッフを保障されて質の高い仕事を行なうことによって、権威を獲得する。役職者の役割は行政的監督ではなく、裁判所の主人公である裁判官の仕事をやりやすくするように組織することであり、すべての裁判官によって短い任期でローテーションにより担われる。そのような言わば「昇進しない裁判官」こそが裁判官の独立の担い手となるのだ、というのである¹¹⁸⁾。

それでは、裁判官の仕事の質とはどのようなものなのであろうか？

おわりに—裁判官の独立を超えて

ポーランドの初代オンブズマン（市民の権利弁務官）を務めた民法学者のE・ウェントフスカは、体制転換の年からまだ日の浅い1993年、「よき裁判官の十戒^{デカログ}」と題するテキストを書いている。その第9戒「己自身から独立たれ」には、次のような一節がある。「裁判官の独立とはまた、すべての人びとと同様に、裁判官は何が法に合致しており正義であるかについてまったく異なる見解を持ちうるのだ、ということに対する暗黙の同意を意味している。…ある具体的な法解釈を適用すればこれこれの結果となるが、別の方法を採用すれば結果はまったく別のものになる。しかも、いずれの判決も法に合致したものでありうるのである。／われわれは、いくつかの方法のうちの一つを、達成される結果が別の方法を適用した場合よりも、われわれの確信によればより正義にかなない誠実であるがゆえに、自

118) J. Ignaczewski, Petryfikacja reform, w: J. Ignaczewski (red.), *Perspektywy wymiaru sprawiedliwości*, bezpłatny dodatek do Monitora Prawniczego, Nr 3/2010. イグナチェフスキは、オルシテインの地区裁判官である。昇進の道を自ら意図的に回避する態度をとっているものと思われる。

覚的に選択しているのだ、ということを知っている¹¹⁹⁾」。

しかし彼女は、のちに次のように書かなければならなかった。EU 加盟を数年後に控えた頃である。

ポーランドの裁判所を特徴づけているのは、裁判所の最初の行為は審理の対象となっている状況をそのもとに包摂することのできる規範を法システムの中で探すことであるという思考、実体法のテキストからの演繹的思考、裁判所の理解はありうべきいくつかの解釈の中からの選択ではなく、唯一可能な理解であるという前提に立ち、したがって、選択の理由を説明する必要も生じないという法律至上主義的〔legalistyczne〕思考である。EU 法は、明らかにコモンローの影響のもとで、規定の上に原則を置き（判決のさいに探求されるのは、審理の対象となっている状況をそのもとに包摂することのできる規定ではなく、状況を支配すべき原則である）、裁判所の創造性を受容するシステムであるが、これは、ポーランドの裁判所に行き渡っている思考様式にとっては極めて縁遠い考え方であり、このことが EU 法の優位という原則の理解を困難にしている¹²⁰⁾。

近年、ウェントフスカよりも若い世代の法律家、T・コンツェヴィチも、ポーランドの裁判官の思考様式について同じような精神で次のように論じている。

正しく理解された司法¹²¹⁾とは、独立して公平な裁判所が機能することを保障することよりもはるかに大きな何ものかではなければならない。司法とは、論拠の軽重を量り、裁判所がその背後に常に生身の人間を見てとらなければならない無味乾燥な規定を反省的に読み取る用意ができていること、を意味する。ところが、ポーランドの裁判所は、判決の正しさを評価する唯一の規準は法の規定であるという理解になじんでいる。そ

119) E. Łętowska, Dekalog dobrego sędziego, w: L. Bojarski (oprac.), *Sprawny sąd. Zbiór dobrych praktyk, Część druga*, Warszawa, 2008.

120) E. Łętowska, Sędziowie wobec prawa europejskiego (tezy), w: E. Popławska (red.), *Konstytucja dla rozszerzającej się Europy*, Warszawa, 2000.

121) 司法を指すポーランド語の wymiar sprawiedliwości は、「正義を測ること」を意味する。

れ以外には何も考慮せず、支配的な解釈は文理解釈となっている。当事者にとっていかに馬鹿げた、不正義な結果がそこから導き出されるかにはお構いなしに。裁判官たちはしばしば、われわれは法規を適用しているのであって、そのことを理由に非難することはできない、唯一責任があるのは、問題を予見することなく不合理に法的規制を行なった立法者なのだ、と自己弁護する。この弁護にも一理あるとはいえ、立法に欠陥があるからと言って、裁判官は事件を解決する責任を免れるわけではない。法規が不明確、不正確だからとしてその背後に身を隠し、判決するという命令から免れていると感じる裁判官は、書かれた法 (lex) である法規ではなく、正義、正当性、合理性という理想の結合である法 (ius) に対する忠実という自らの使命を理解していないのである。裁判官は、法システムの価値を考慮に入れつつ、法規をより広い規範的文脈のもとに置き、他の法規と調和させなければならない。ところが、ほとんどの場合、法規からそのまま出てくるわけではない論拠を援用すること自体が、裁判所の無理解（「しかし、法規にはそう書かれていないではないか」）や、裁判所は法規に書かれていることをただ適用するだけであってそれ以上ではない、という日和見主義的な言い分に突き当たる。裁判所は、法規を合理的に、健全な良識に従って読み取ることを恐れている。文理に反する解釈をしていると非難され、その結果として上級裁判所によって判決が破棄されるのを恐れているのである。社会は引き続き、裁判所が絶対的に独立しており、公平であることに大きな価値を置いている。しかし今日では、正義が現実に行なわれているという確信を生み出すためには、それでは十分ではない。そのような確信が生まれるかどうかは、ますます裁判官自身にかかるようになっていく。なぜなら、形式的には公平で独立した裁判官が判決を生み出す自動機械となり、不正義をなすということがありうるからである。独立した公平な裁判官とは、「最小限によい」裁判官であるにすぎない。完全に「よく裁く」裁判官とは、はるかにそれ以上のものである。開かれた態度で当事者のあらゆる主張に耳を傾け、自らの権力の限界をわきまえた裁判官のみが、法規を機械的に、形式的には正しく適用することによってただ単に「判決を

下す」のではなく、「よく裁く」ことができるのである。ポーランドの司法は、変化と反応という劇的な挑戦の前に立たされている¹²²⁾。

もうひとり、優れた司法記者、E・シェドレッツカの発言をつけ加えておこう。彼女は、EU 平均（約 50%）を超える 61% ものポーランド人がポーランドの司法を否定的に評価しているという世論調査結果をどう見るかについて、個人的に裁判所と接触した経験を持つ者の方がむしろ否定的であるという事実を挙げながら、裁判所に対する不信はセンセーショナルな事件のみを報道するメディアの影響とばかりは言えないとして、次のように主張する。かなり多くの裁判官が実際に（政治家やメディアの）圧力を受けているとは自分は思わない。腐敗はポーランドの司法においては周延的な現象にすぎない、とも確信している。問題はむしろ、スタンダードに従って判決すること、勇気ある判決を欲しないこと、判例を変更し、使い古した習慣や法規の文字どおりの内容ではなく憲法に従って解釈することを欲しないこと、等々といった裁判官の大勢順応主義と日和見主義なのである。裁判上の紛争の一方当事者は、いつでも不満を抱くものだという説明は、当事者のいずれもが、自分の言い分は誠実に考慮されたと感じるように判断し、判決を理由づけることから裁判官を解放するものであってはならない。私が恐れるのは、司法省が優先する訴訟の促進が必ずしもこのことに役立たない、ということである。長く審理すれば良心的だというわけではないが、円滑さが正義よりも上に立つということがあってはならないのである¹²³⁾。

世代を異にし、社会的立場を異にするこれらの論者の、ポーランドの裁判官の思考様式についての診断が正しいとすれば、その原因・由来はどこにあるのであろうか？ 元憲法法廷長官の J・ステンピェンは、19 世紀のプロイセン・ロシア・オーストリアによる分割時代にナポレオンによって押しつけられた「法律を語る口」という伝統をわれわれはまだ克服できて

122) T. T. Koncewicz, Po co ludziom sądy?, *Gazeta Wyborcza*, 8. 09. 2011, tenże, *Sądzie, sądz.*, *Polityka*, nr 50, 12-18. 12. 2012.

123) E. Siedlecka, Na czym polega odwaga sędziego, *Gazeta Wyborcza*, 21. 01. 2013.

いないのだ、という。裁判官は正義を行なうべきであるとするならば、大学終了後ただちに裁判官のキャリアを開始するという「法律を語る口」モデルに適合的なシステムからの転換を図らなければならない、と¹²⁴⁾。しかし、このような判定の適否の吟味は、本稿の課題を超える。他日を期したい¹²⁵⁾¹²⁶⁾。

124) Bodnar (red.), op. cit.

125) コンツェヴィチは、グダンスク大学法 = 行政学部欧州法 = 比較法講座の所属で、EU 司法裁判所のイギリス人裁判官の下で働いた経験をもつ弁護士でもある。ウェントフスカの発言と重ねあわせると、EU 法システムがポーランドの大陸法的法思考の伝統に対する自覚と再考を促している、という構図が浮かび上がる。なお、「法律を語る口」の祖国フランスにおける裁判官の変容について、アントワヌ・ガラボン／河合幹雄訳『司法が活躍する民主主義—司法介入の急増とフランス国家のゆくえ』勁草書房、2002 年を参照。

126) 本稿は、科学研究費補助金・基盤研究 (A)「中国、ベトナム、ロシアおよび中央アジア諸国の裁判統制制度に関する比較総合研究」(研究代表者・杉浦一孝)にもとづく研究成果の一部である。